

業務再点検の結果について

昨年11月に行われた「農林水産省の業務の総点検の結果」について、農林水産省改革チームから「農林水産省の大部分の部署が、国民視点という観点からは、様々な問題を抱えている」との指摘を受けました。

この指摘を重く受け止め、改めて全職員の参画の下、各々の業務が、「国民視点に立って業務を行っているか」、「国民の健康を守るという視点で業務を行っているか」等の観点から、昨年11月のアンケート表を用いて再点検を実施しましたので、その結果を公表します。

※業務再点検の結果について

本点検結果様式中の「対応」の欄は、設問に対する回答を「はい」は「○」、「いいえ」は「×」で標記したものであり、対応の十分さを示すものではありません。

なお、最後の設問「食の安全に関する業務とされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか」については、可能性のある業務がある場合の回答は「○」、ない場合の回答は「×」となっておりますので、ご注意ください。

業務再点検結果報告

部署名	四国森林管理局
部署の業務内容	国有林野の管理経営、民有林の造林や森林経営の指導、治山事業の実施等

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	森林整備の重要性や木材利用の意義、森林管理局の取組等について理解を深めて頂くため、森林環境教育や、現地説明会・公開講座・シンポジウム等を実施している。 また、地域管理経営計画の地元説明会、国有林野所在市町村連絡協議会、国有林モニター会議等を通じて、国有林野事業に対する意見・要望等の把握や意見交換を行っている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	重要な緊急情報を局幹部や林野庁に伝達・対応する方法はルール化されている。 また、局ホームページ等を通じて寄せられた意見等については、内容に応じて担当課が個別に回答しており、特段の問題はないと考えられる。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	「国有林の管理経営に関する基本計画(案)」の公告・縦覧と併せ、森林管理署長等が国有林野が所在する市町村や地元NPOを訪問し、計画(案)の説明を行うとともに、民有林と国有林との連携による森林整備、木材利用の促進、森林環境教育の推進等について意見交換を行ったところである。また、流域単位で作成する地域管理経営計画等については、作成段階で署長等が地元市町村等の意見を聞くとともに、計画(案)のホームページへの掲載や地元自治体等を対象とした説明会の開催等により、国有林野事業に対する意見を頂くよう取り組んでいる。 こうした取組については、より幅広い意見の把握を行うために、専門用語が多い計画(案)をわかりやすく伝える工夫を行う必要があることから、外部に対する政策説明会や事業概要のプレス発表等において、幅広い意見の把握を行うため、図表、写真等を用いた概要版の作成やプロジェクターの活用など、誰にでもわかりやすい説明を行うよう努める。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	業の振興と消費者の利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	国有林においては、森林整備、治山事業等の実施による森林の公益的機能の発揮や、木材の安定的な供給により、地域振興に寄与しているところである。事業の実施にあたっては、一般競争入札の導入により公平かつ公正な予算執行に努めており、定期的に第3者委員を含む入札監視委員会や発注者網紀保持委員会において、契約内容の監視を行っている。
		部署内の業務において、特定分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	点検の結果、食の安全に関連する事項はなかった。
		業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか(産業振興サイドに偏っていないといえるか)。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生未然防止の観点から行われていると言えるか(問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか)。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか(根拠のない判断をしていないか)。	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか(根拠のない判断をしていないか)。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
影響可能性の確認	第三者(マスコミ、消費者、他省庁等)から、点検対象とした食の安全業務と他の部署(省内、省外を問わず)が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—		
	食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	×	点検の結果、食の安全に関連する事項はなかった。	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	<p>二ホンジカ被害防止対策に、国有林も積極的な対応をお願いしたい。</p> <p>委員会等の資料は専門用語も多いことから、分かりやすく説明して欲しい。</p> <p>利用者が欲しい情報を簡単に得られるようHPを工夫してほしい。</p> <p>児童はもとより、高校生、大学生にも森林環境教育を推進してほしい。また、森林ボランティア等を積極的に活用してほしい。</p>
	<p>関係機関と連携し、防護ネット等の設置やモニタリング、被害跡地の再生対策等の取組を推進していく。</p> <p>従来の定型の資料に加え、図表、写真等を用いた概要版の作成やプロジェクターを活用した説明を行った。</p> <p>トップページを含め、HPの構成、内容について見直しを行う。</p> <p>高校生や大学生、また環境教育を行う先生を対象とした森林環境教育を実施した。また、森林環境をフィールドとした遊び・活動を得意とする名人達を「森林の達人集」としてデータベース化し、森林ボランティアとの連携を強化した。</p>

業務再点検結果報告

部署名		四国森林管理局 徳島森林管理署		
部署の業務内容		国有林野の管理経営、民有林の治山事業の実施		
項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	県や所在市町村等への各種協力、レクリエーションの森等の情報・サービスの提供を行うとともに、地域管理経営計画の策定等の機会を通じて広く国民の意見を聴き、一般から公募する国有林モニターからの意見を参考に取組みを進めている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	—	重要な緊急情報を迅速かつ正確に、署幹部や局に伝達・対応する方法はルール化されている。 ホームページを通じて寄せられる国有林に対する意見等は、案件ごとに担当課に依頼して回答しており、特段の問題はないと考えられる。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
	政策的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	地域管理経営計画を公告縦覧し、多くの意見をいただくよう取り組んでいる。自然保護団体などと定期的な疎通の場を設け、施策に対する効果等の意見交換に取り組む。 剣山系の自然休養林は地域の憩いの場として親しまれているが、初めて訪れる方々には、案内表示が不備なものもあり、地域関係者などの保護管理協議会に諮り今後のリフレッシュ対策を検討していく。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	国有林においては、林産物の持続的かつ計画的な供給を目標の一つとしており、これは地域産業の振興に寄与するとともに、消費者の需要にも応えることにつながっている。公益的機能を重視して機能類型に応じた管理経営を進める中で大きな問題はないと考える。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	×	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	
項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	業務の見直し	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	自らの業務を点検した結果、食の安全に関連する事項はなかった。
		BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
	おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—		
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	自らの業務を点検した結果、食の安全に関連する事項はなかった。	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	

業務再点検結果報告

部署名	四国森林管理局 香川森林管理事務所
部署の業務内容	国有林野の管理経営、民有林の造林や森林経営の指導、治山事業の実施 等

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	<p>小学校等における環境学習等の自然教育活動への協力、自然休養林等の情報・サービスの提供を行うとともに、地域管理経営計画の策定等の機会を通じて広く国民の意見を聴く、国有林所在市町有志協議会等で自治体等からの意見を聞く、一般から公募する国有林モニターからの意見を聴くなどの取組みを進めている。</p> <p>重要な緊急情報を迅速かつ正確に、署幹部や局に伝達・対応する方法はルール化されている。 ホームページ等を通じて寄せられる国有林に対する意見等は、案件ごとに回答しており、特段の問題はないと考えられる。さらに多くのご意見が寄せられるよう、ホームページの内容の充実等に取り組んでいる。</p> <p>地域管理経営計画の公告縦覧では、ホームページに掲載して多くの意見をいただくように取り組んでいるが、その内容が一般にとつきやすい内容とはなっていない。このため、今後は概要版を作成するなどの工夫を図っていく。 国有林モニターの応募は現状ではまだまだ限られており、応募者が広がるよう自治体の広報への掲載依頼などの工夫を行っていく。 大滝山自然休養林や屋島風景林等は地域の憩いの場として親しまれているが、案内表示が老朽化しており、地域関係者とともに今後のリフレッシュ対策を検討していく。</p> <p>国有林においては、林産物の持続的かつ計画的な供給を目標の一つとしており、これは地域産業の振興に寄与するとともに、消費者の需要にも応えることにつながっている。かつての木材生産と自然保護の利害対立も、公益的機能を重視して機能類型に応じた管理経営を進める中で大きな問題はなくなっているが、天然林施策に対する説明責任を果たしていく観点から、現状分析や将来目標等を現地やデータで具体的に説明する手法の向上に取り組んでいく。</p>
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	政策の目的・効果に関する説明	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
		国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	業の振興と消費者の利益	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
		部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	<p>自らの業務を点検した結果、食の安全に関連する事項はなかった。</p>
		BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
	業務の見直し	見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
影響可能性の確認	第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—		
	食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当ではないか。	×		

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	

業務再点検結果報告(案)

部署名	四国森林管理局 愛媛森林管理署
部署の業務内容	

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	地元市町長等との意見交換の場を設け、国有林野事業の管理経営に関し出された意見を国有林野行政に活かせるよう努めている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	国有林に対する意見等は、案件ごとと個別に回答しており、特段の問題はないと考えられる。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	政策の目的・効果に関する説明	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	地域管理経営計画案の公告縦覧、毎年度の主要取組事項の記者発表、施業モデル林の紹介等様々な説明手段を充実してきたが、さらに国民にわかりやすく情報が伝わるよう内容の改善を工夫していく。 なお、公告縦覧中に出される意見が少ないため、適切な評価を受けているかについては、判断が困難である。
		国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
	業の振興と消費者の利益	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
		部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	×	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利益が一致しないことがあるか。	×		

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	自らの業務を点検した結果、食の安全に関連する事項はなかった。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—			
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないといわれているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	自らの業務を点検した結果、食の安全に関連する事項はなかった。	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	

業務再点検結果報告

部署名	四国森林管理局 四万十森林管理署
部署の業務内容	国有林野の管理経営、民有林の造林や森林経営の指導、治山事業の実施等

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	小中学校等から要請のある自然教育活動への協力、国有林の情報・サービスの提供を行っている。また、地域管理経営計画の策定等の機会を通じて広く国民の意見を聴くなどの取組みを進めている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	重要な緊急情報を迅速かつ正確に、上司に伝達・対応する方法はルール化されている。 署に対して、寄せられる国有林に対する意見等は、案件ごとに回答しており、特段の問題はないと考えられる。さらに多くのご意見が寄せられるよう、取り組んでいる。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	-	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	地域管理経営計画の公告縦覧では、署での閲覧及び局のホームページに掲載して多くの意見をいただくよう取り組んでいる。 足摺大堂自然休養林や黒尊深谷は地域の憩いの場として親しまれているが、初めて訪れる方々にも、わかりやすい、案内表示等について、地域関係者ととも今後のリフレッシュ対策を検討していく。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	-	
	業の振興と消費者の利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	国有林においては、林産物の持続的かつ計画的な供給を目標の一つとしており、これは地域産業の振興に寄与するとともに、消費者の需要にも応えることにつながっている。かつての木材生産と自然保護の利害対立も、公益的機能を重視して機能類型に応じた管理経営を進める中で大きな問題はなくなっているが、天然林施業に対する説明責任を果たしていく観点から、現状分析や将来目標等を現地やデータで具体的に説明する手法の向上に取り組んでいく。
		部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	×	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利益が一致しないことがあるか。	×	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	自らの業務を点検した結果、食の安全に関連する事項はなかった。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	-	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	-	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	-	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生への未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	-	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	-	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	-	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	-	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	-	
おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	-			
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	-			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないと思われるものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	自らの業務を点検した結果、食の安全に関連する事項はなかった。	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
シカ被害対策に、国有林も積極的な対応をお願いしたい。	地域の有害鳥獣駆除に関する協力に取り組んでおり、今後、さらに積極的に取り組んでいく。
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	

業務再点検結果報告

部署名	四国森林管理局 嶺北森林管理署
部署の業務内容	国有林野の管理経営等に関する事務、治山事業の実施に関する事務

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	<p>国有林野事業における事業・業務の実施にあたっては、請負等の発注によることにより、林野庁発注者綱紀保持マニュアル（四国森林管理局版）に基づき、法令遵守に努めるとともに事業関係者との応接にあたっては、公平、丁寧、適切な対応に努めているところである。</p> <p>入札に関する談合等の情報については、「談合情報対応マニュアル」によることとしており、また、職員からの内部告発（公益通報）については、発注者綱紀保持マニュアルにおいて「入札談合情報及び公益通報に関する事項」に基づき適切に処理しているところである。</p> <p>森林管理署の重要な施策となる地域管理経営計画、国有林野実施計画の策定にあたって開催される局主催の地元説明会には署からも参加し、国有林野事業の取り組み状況を説明するとともに地域の意見を聴き、業務に反映させることとしている。</p> <p>森林の持つ公益的機能を活かすために、国土保全林、森林と人の共生林、資源循環利用林に区分し、それぞれの区分に応じた管理経営に努めており、業の振興と消費者の利益が一致しない（対立）という状況にはない。</p>
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	業の振興と消費者の利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
		部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	×	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×		

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	<p>自らの業務を点検した結果、食の安全に関連する事項はなかった。</p>
		業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	
	見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—		
	部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—		
	部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生への未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—		
	その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—		
	フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—		
	その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—		
	他部署の実施する食の安全業務について、おかしと思う点があるか。	—		
	おかしと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—		
影響可能性の確認	第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—		
	食の安全に関する業務でないといわれているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	自らの業務を点検した結果、食の安全に関連する事項はなかった。	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	

業務再点検結果報告

部署名	四国森林管理局 高知中部森林管理署
部署の業務内容	国有林野の管理経営、民有林の造林や森林経営の指導、治山事業の実施等

項目		対応	点検結果の概要		
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	地元自治体の長などとの定期的な意見交換の場を設けているが、さらに、地元のかたがたに向けて身近な国有林の具体的な情報の提供を強化し、ご意見ご要望の把握に努める。また、国有林内の事業実施箇所等に関する問い合わせに迅速に対応できる体制を整えることとしている。	
		国民各層からこれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○		
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	重要な緊急情報を迅速かつ正確に四国局等に伝達し、対応する方法がルール化されている。 また、いただいた苦情・要請等で連絡先のわかるものについては、措置状況等について連絡することとしているが、さらに適切な対応となるよう工夫改善に取り組む。	
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○		
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×		
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—		
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	地元の森林・林業関係者の会合等では、署の事業に関する事項のほか、「美しい森林づくり」の推進など林政上の課題への取組について説明や呼びかけ等を行うこととしている。今後は、さらにわかりやすい説明や意見交換の場となるよう工夫し、いただいた意見を事業等に適切に反映できるよう図っていく。	
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○		
		国民各層からこれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○		
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×		
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—		
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	○		
	業の振興と消費者の利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	署の事業実施上、特定分野・団体への指導・監督を行う業務はないが、各事業の実行にあたっては、地域管理経営計画に基づき、公益的機能を重視して機能類型に応じた管理経営を進めつつ、林産物の持続的かつ計画的な供給を行うこととしており、これらを通じて地域産業の振興、消費者の需要への対応など国民の森林に対する多様な要請に応えられるよう努めている。	
		部署内の業務において、特定分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×		
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	—		
				現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	—

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	自らの業務を点検した結果、食の安全に関連する事項はなかった。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生時の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—			
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないといわれているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	×	自らの業務を点検した結果、食の安全に関連する事項はなかった。	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映 三嶺地域で急増しているニホンジカによる食害について、国有林とも連携した対策の推進が求められている。	地元自治体、研究者、ボランティア団体等とともにシカの食害防止用の防護柵の設置等に連携して取り組んでおり、このための資材を署でヘリコプターを用いて運搬した。今後も、この取組にさらに積極的に対応していくこととしている。

業務再点検結果報告

部署名	四国森林管理局 安芸森林管理署
部署の業務内容	国有林野の管理経営等

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	局署が開催する会議等における対応はもとより、関係する外部の会議にも積極的に参画し情報収集に努めている。公表・提供すべき情報についてはHPに掲載するなど積極的に対応している。国民の評価の適切な把握はされていない
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	苦情、要請等についてできる限り丁寧な対応に努めている。事案により後日処理となったものは、その結果を報告している
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	-	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	地域管理経営計画の公告縦覧など、一定のルールに従った取り組みを行っている。さらに各種会議において、国有林の施策等の説明に努めている。国民の評価の適切な把握はされていない
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	-	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	林業、木材産業等に関する予算の執行を行っている。業と消費者の利益に関しては、一致しない場合もあると認識している
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	自らの業務を点検した結果、食の安全に関連する事項はなかった。
		BSE発生後業務の見直しを行ったか。	-	
	業務の見直し	見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	-	自らの業務を点検した結果、食の安全に関連する事項はなかった。
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	-	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	-	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	-	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	-	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	-	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしと思う点があるか。	-	
		おかしと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	-	
影響可能性の確認	第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	-	自らの業務を点検した結果、食の安全に関連する事項はなかった。	
	食の安全に関する業務でないといわれているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当ではないか。	×		

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	

業務再点検結果報告

部署名	四国森林管理局 森林技術センター
部署の業務内容	国有林の技術開発

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	技術開発の成果については、社会的要請の観点等から外部専門家等からなる技術開発委員会で審議されている。また、公開講座により、直接一般市民の意見を聞き、今後の技術開発に役立つよう努めている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	特段の苦情等はないが、技術的な質問等については、担当もしくは、管理者が回答するようにしている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	政策の目的・効果に関する説明	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	技術開発について、広報誌、ホームページ、パンフレット、公開講座等で専門的な用語も一般市民にもわかりやすい言葉で説明するように努めている。また、外部の専門家による技術開発委員会において、経過や成果について説明し、質問や意見に対して回答している。
		国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	業の振興と消費者の利益	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	現在行っている技術開発が直接的に業の振興や消費者の利益に結びついている状況にないが、業の振興や消費者の利益に寄与する技術開発を目指すべく取り組んでいく必要がある。
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
		部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	×	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×		

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	点検の結果、食の安全に関連する事項はなかった。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生時の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
	おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—		
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないといわれているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	×	点検の結果、食の安全に関連する事項はなかった。	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	公開講座の参加者から、このような機会を続けてほしい旨の意見を頂いた。 平成21年においても引き続き公開講座を行うとともに、重点的に案内する試験地を決め、案内板の設置等整備を行うこととした。